

凍結胚・凍結卵子・凍結精子の廃棄の手続き方法について

廃棄の場合も同意書の提出が必要です。廃棄費用はかかりません。
お手数ですが、患者様による書類の準備をお願いいたします。

<お手続きの期間>

- 保存期間の中はいつでも可能です。
- 凍結時にお渡している「凍結結果報告書」に凍結日と更新月（保存終了月）が記載してあります。書類の紛失などで保存期限がわからない場合は、当院へご連絡ください。
- 保存期間中に凍結の更新もしくは廃棄のいずれの手続きも完了していない場合は、凍結継続の意思がなく、凍結物の所有権を放棄したものとみなし、一年間の保存後に凍結物の廃棄を行いますのでご注意ください。

<必要書類>

「凍結胚の廃棄同意書」書類⑤

「凍結卵子の廃棄同意書」書類⑥

「凍結精子の廃棄同意書」書類⑦

該当する凍結物の廃棄同意書を A4 サイズに印刷して、必ず自署でご記入ください。

胚の場合はご夫婦の自署、卵子や精子の場合で未成年の方は保護者の自署も必要です。

当院外来で書類のお渡しもできます。希望の方はご連絡の上ご来院ください。

なお、当院から書類の郵送サービスはしておりません。ご了承ください。

<手続きの流れ> * 郵送もしくは来院でお手続きができます。

【郵送の場合】

- 廃棄同意書（病院控えのみ）を当院までご郵送下さい。郵送封筒のサイズは問いません。下記郵送用住所を切り取って封筒表面へ貼付ください。
- 恐れ入りますが、郵送料金は患者様のご負担でお願いします。
- 郵送の際には書類（病院控え）が入っていること、記載に不備がないことをご確認ください。書類に不備がある場合（記入漏れや代筆）は受理できません。ご注意ください。

【来院の場合】

廃棄同意書と保険証をご持参の上、外来診療時間内（平日月～土曜 9～17時）に1階の受付でお手続きください。来院予約は不要です。

★廃棄の手続きについてご不明な点やご質問があれば、下記までご連絡ください。

3階外来の担当者が対応しますが、医師への確認が必要な場合は外来状況によってお返事にお時間いただくことがあります。ご了承ください。

連絡先：福田病院 096-322-2995(代表)
(月～土 9～17時)

郵送用住所

〒860-0004

熊本県熊本市中央区新町2丁目2-6

社会医療法人愛育会 福田病院

生殖内分泌科外来 「ART室」行